

令和 6 年度

二宮町財政見通し

(令和 6 年度～令和 15 年度)

令和 6 年 6 月

二宮町政策部財務課

I 財政見通しの前提条件

1 財政見通しの策定

二宮町の財政状況は、近年、重点的・集中的に取り組んでいる老朽化した公共施設等の改修・更新費用の増のほか、増大を続ける社会保障関係費などの財政的課題に対応していく必要があります。

そのような中、新庁舎整備や生涯学習センターのリニューアル等の大型事業が控えていることから、優先課題への対応を図りつつ、持続可能な行財政運営を行うため、長期的な展望に立った財政見通しを策定するものです。

2 会計

一般会計

3 期間

令和6年度から令和15年度までの10年間

4 前提条件

(1) 基本条件

- 令和2年度から令和4年度までの決算額、令和5年度の3月補正後の現計予算及び令和6年度当初予算を基礎に、現行制度に基づき策定しています。(新型コロナウイルス感染症による国の給付金等は算入していません。)
- 消防庁舎の大規模改修、新庁舎建設、生涯学習センターのリニューアル、駅前複合施設、(仮称)福祉会館と大型事業が集中するため、可能な範囲での普通建設事業費の平準化を図りました。

(2) 人口推計

- 平成28年3月に策定した「二宮町人口ビジョン」において推計した将来人口の減少を、町税・扶助費等の試算に反映しています。

5 歳入・歳出の推計

(1) 歳入

費目	推計方法
町税	税目ごとの過去の決算額と二宮町人口ビジョンの将来人口推計を考慮するとともに、固定資産税の3年ごとの評価替の影響を加味して算出しました。
分担金及び負担金	令和6年度予算額と直近過去3か年の平均値に差異が少ないことから、令和6年度予算額と同額の1.07億円を計上しました。
使用料及び手数料	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で落ち込んだ使用料及び手数料は回復基調ですが、人口減少の影響を加味し、令和6年度予算額と同額の1.54億円を計上しました。
繰越金	過去の決算額及び令和6年度の予算額から令和7年度以降の各年度は、4.1億円を計上しました。
基金繰入金	過去の決算額から、各年度において、財政調整基金を1.5億円計上しました。 また、普通建設事業の実施時期に合わせて公共施設整備基金繰入金及び庁舎整備基金繰入金を計上しました。
地方消費税交付金	令和元年10月に消費税の引き上げ(8%⇒10%)以降、令和2年度の5.19億円から令和5年度は5.74億円となっています。近年の決算額の上昇を考慮し、各年度、令和6年度予算額6.0億円を計上しました。
地方交付税	令和6年度予算額を基礎額として、過去の決算額の伸び率を反映するとともに、基準財政需要額には、地方債の交付税算入分の増減額を見込んで算出しました。
国県支出金	令和6年度予算額を基準とし、各年度、扶助費の増加及び普通建設事業の増減を見込み算出しました。
町債	臨時財政対策債は令和6、7年度は令和5年度における臨時財政対策債償還基金費の算入により2,500万円を計上し、令和8年度以降は令和6年度の状況を加味し、3,500万円を計上しました。 建設事業等債は、当該年度に実施予定の普通建設事業に係る起債額を積み上げて算出しました。

(2) 歳出

費目	推計方法
人件費	令和6年度予算を基礎額として、定期昇給や職員の年齢構成の変動要素並びに過去5年間の新採用職員及び退職者数を踏まえて、現在の職員数により算出しました。
物件費	過去5年間の平均で算出しました。※
維持補修費	過去5年間の平均で算出しました。※
扶助費	過去10年間の伸び率及び年齢別人口推計を加味して算出しました。
補助費等	過去5年間の平均で算出しました。(コロナや物価高騰関係の経費は除く) ※
普通建設事業	令和5年度の施設改修などの公共施設への事業費を除いた普通建設事業費に、現時点で想定される予定事業費(次項の主要事業一覧)を加味して算出しました。
繰出金	令和6年度は予算額とし、令和7年度以降は、過去5年間の決算額の推移から算出し、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計は年齢別人口推計を加味し、下水道事業会計は決算額推移から減少を見込みました。
公債費	新規発行債については、事業ごとに借入条件を設定して、償還額を算出し、既発債の償還額と合計して算出しました。
積立金	財政調整基金は、地方財政法第7条に基づき、繰越金の1/2を計上しました。その他基金の合計で各年度5,000万円を計上しました。

※令和5年度と令和6年度は決算見込み額

主要事業一覧

事業名	概算事業費 (単位:億円)	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
新庁舎建設事業	35.0		→									
駅前複合施設建設事業	10.3								→			
地域集会施設耐震改修等 事業	1.5	→										
防災行政無線更新事業	1.2							→				
(仮称)福祉会館建設事業	4.5						→					
消防庁舎大規模改修事業	5.8	→										
消防指令センター改修負 担金	4.6			→						→		
消防救急無線共通波整備 負担金	0.6		→									
生涯学習センター リニューアル事業	16.8		→									
山西プール大規模改修事 業	1.7		→									

※本表の主要事業は、財政見通しの作成時の予定事業であり、将来の社会情勢等で変更の可能性があります。

※新庁舎建設事業は、土地購入費、埋蔵文化財調査費、外構工事費、什器、移転費用等を含みません。

Ⅱ 財政見通し総括表

1. 歳入

単位：百万円

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
自主財源	4,592	4,318	4,694	4,991	4,445	4,428	4,378	4,268	4,351	4,272
町 税	3,367	3,390	3,387	3,355	3,351	3,347	3,315	3,307	3,299	3,263
分担金及び負担金	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107
使用料及び手数料	154	154	154	154	154	154	154	154	154	154
繰越金	240	410	410	410	410	410	410	410	410	410
基金繰入金	646	179	558	886	345	332	315	212	303	260
その他	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78
依存財源	5,105	5,381	6,547	7,535	5,081	5,132	5,136	5,375	5,456	5,398
地方消費税交付金	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
地方交付税	2,020	2,139	2,214	2,256	2,246	2,251	2,234	2,190	2,221	2,246
国県支出金	1,794	1,833	1,882	1,986	1,808	1,815	1,824	1,838	1,838	1,825
町債	433	582	1,624	2,466	200	239	251	520	570	500
うち臨時財政対策債	25	25	35	35	35	35	35	35	35	35
その他	259	227	227	227	227	227	227	227	227	227
歳 入 計	9,697	9,699	11,241	12,526	9,526	9,560	9,514	9,643	9,807	9,670

2. 歳出

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
消費的経費	6,286	6,481	6,557	6,610	6,547	6,577	6,560	6,519	6,593	6,551
人件費	2,297	2,251	2,320	2,366	2,297	2,320	2,297	2,251	2,320	2,274
物件費	1,601	1,687	1,687	1,687	1,687	1,687	1,687	1,687	1,687	1,687
維持補修費	82	120	120	120	120	120	120	120	120	120
扶助費	1,778	1,775	1,782	1,789	1,796	1,802	1,808	1,813	1,818	1,822
補助費等	528	648	648	648	648	648	648	648	648	648
投資的経費	1,104	756	2,187	3,344	304	335	360	626	694	586
普通建設事業	1,104	756	2,187	3,344	304	335	360	626	694	586
その他	2,306	2,462	2,497	2,572	2,674	2,648	2,594	2,498	2,520	2,533
繰出金	1,459	1,442	1,450	1,459	1,469	1,479	1,490	1,502	1,515	1,529
公債費	711	717	744	810	902	866	801	693	702	701
積立金	94	255	255	255	255	255	255	255	255	255
その他	43	48	48	48	48	48	48	48	48	48
歳 出 計	9,697	9,699	11,241	12,526	9,526	9,560	9,514	9,643	9,807	9,670

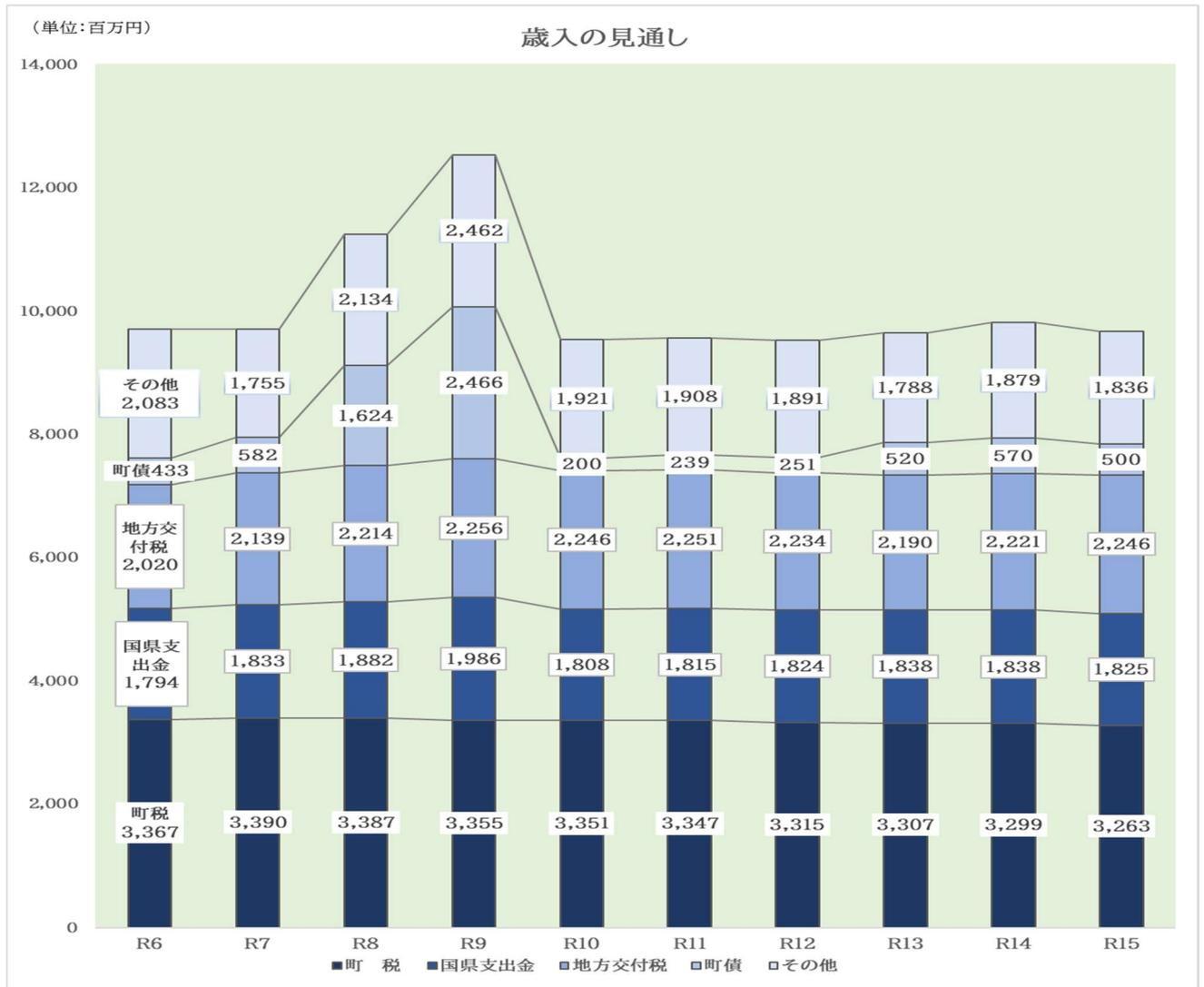
※現行の税財政制度に基づき、一定の条件のもと、シミュレーションを行い、今後の方向性を見通すものとして作成したものです。また、突発的に予算措置が必要となる事業など、将来の財政需要を長期にわたり見通すことは困難であることから、あくまで概要であり将来にわたる町の方針ではありません。

※投資的経費については、現段階において、見込まれる事業とその概算費用で計上しており、事業の追加や廃止、事業費の増減も想定され、今後の事業計画を確定するものではありません。

Ⅲ 歳入・歳出の見通し

(1) 歳入

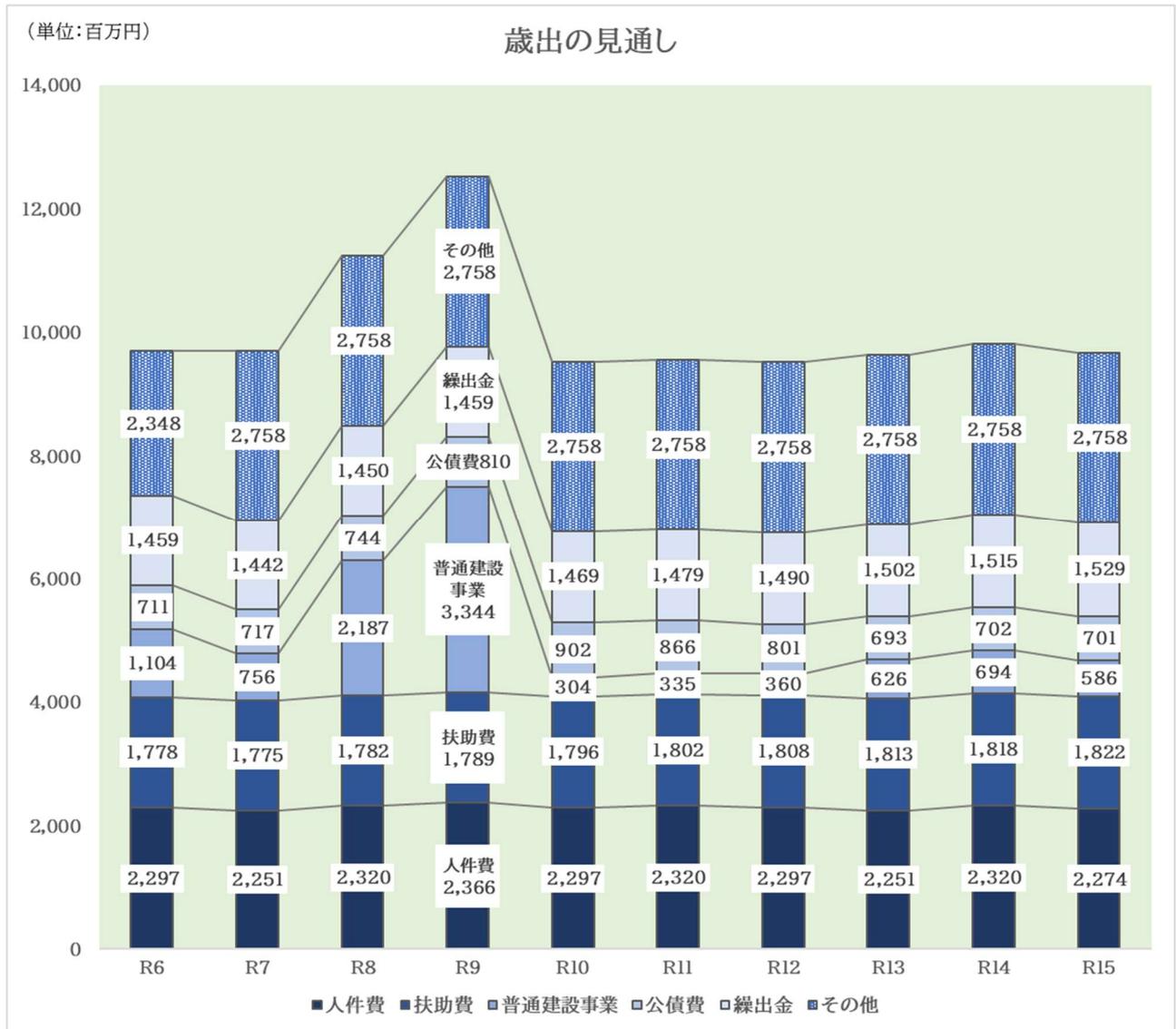
令和6年度以降は、95億円から125億円程度で推移する見込みです。



主な歳入	見通し
町税	1人あたりの町民税は増加する見込みですが、人口減少に伴い緩やかに減少し、固定資産税は、3年ごとの評価替の影響を受け減少となる見込みとなることから、町税総額は緩やかな減少基調で推移する見込みです。
地方交付税	公債費のうち交付税対象となる臨時財政対策債の減少により、減少となる一方で、町税の減少や基準財政需要額の増に伴い、微増する見込みです。
国県支出金	扶助費の増に伴い微増傾向となり、また施設改修・更新に伴い年度により増減が生じる見込みです。
町債	臨時財政対策債は令和6年度ベースの発行が続くと見込み、減少を見込みますが、建設事業等経費の増加に伴い借入額が増加し、特に令和9年度は、約25億円となる見込みです。

(2) 歳出

扶助費の増加や新庁舎・生涯学習センター、（仮称）福祉会館及び駅前複合施設の建設等により、令和6年度以降は、95億円から125億円程度で推移する見込みです。



主な歳出	見通し
人件費	職員の年齢構成により増減しますが、概ね横ばいで推移する見込みです。
扶助費	人口は減少するものの制度改正に伴う児童福祉費の増や自立支援給付経費などの障がい福祉費の増加が見込まれ、増加傾向となる見込みです。
普通建設事業費	新庁舎建設、生涯学習センターのリニューアルが本格化する令和8、9年度に事業費が大幅に増加する見込みです。
公債費	建設事業等に伴う事業債が増加する一方で、臨時財政対策債が減少する見込みのため、令和10年度まで上昇しますが、令和13年度以降は7億円前後で推移する見込みです。
繰出金	超高齢化の進展に伴う後期高齢者医療事業費及び介護保険事業費が増加する見込みです。

IV 基金残高の見直し

本見直しでは、収支不足を基金で補填しているため、令和6年度には約20億円を見込んでいます。令和15年度末には約8億8千万円を見込んでいます。

基金残高の推移

(単位:百万円)

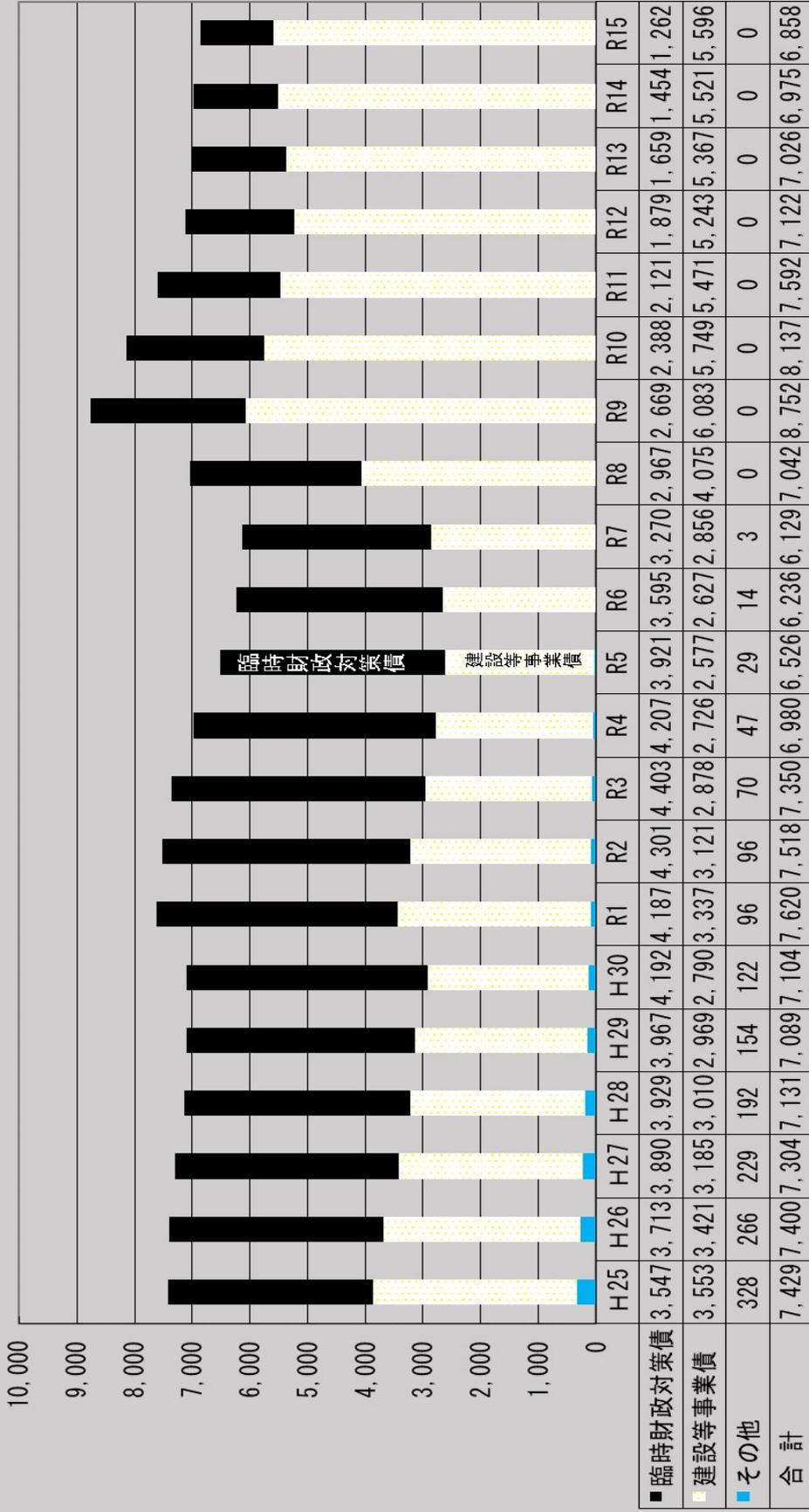


V 町債残高の見通し

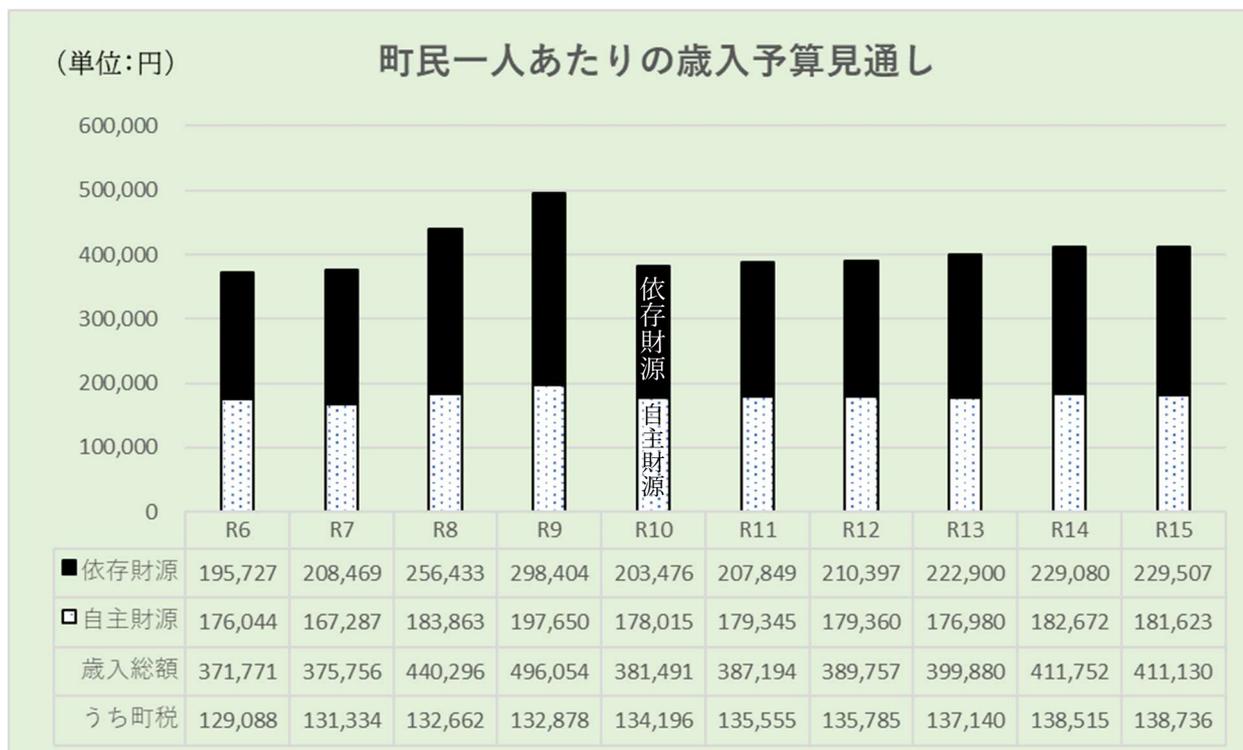
町債残高は、新庁舎、生涯学習センター等の大型建設事業により令和9年度には約88億円となりますが、令和15年度には約69億円で減少します。

地方債残高の推移

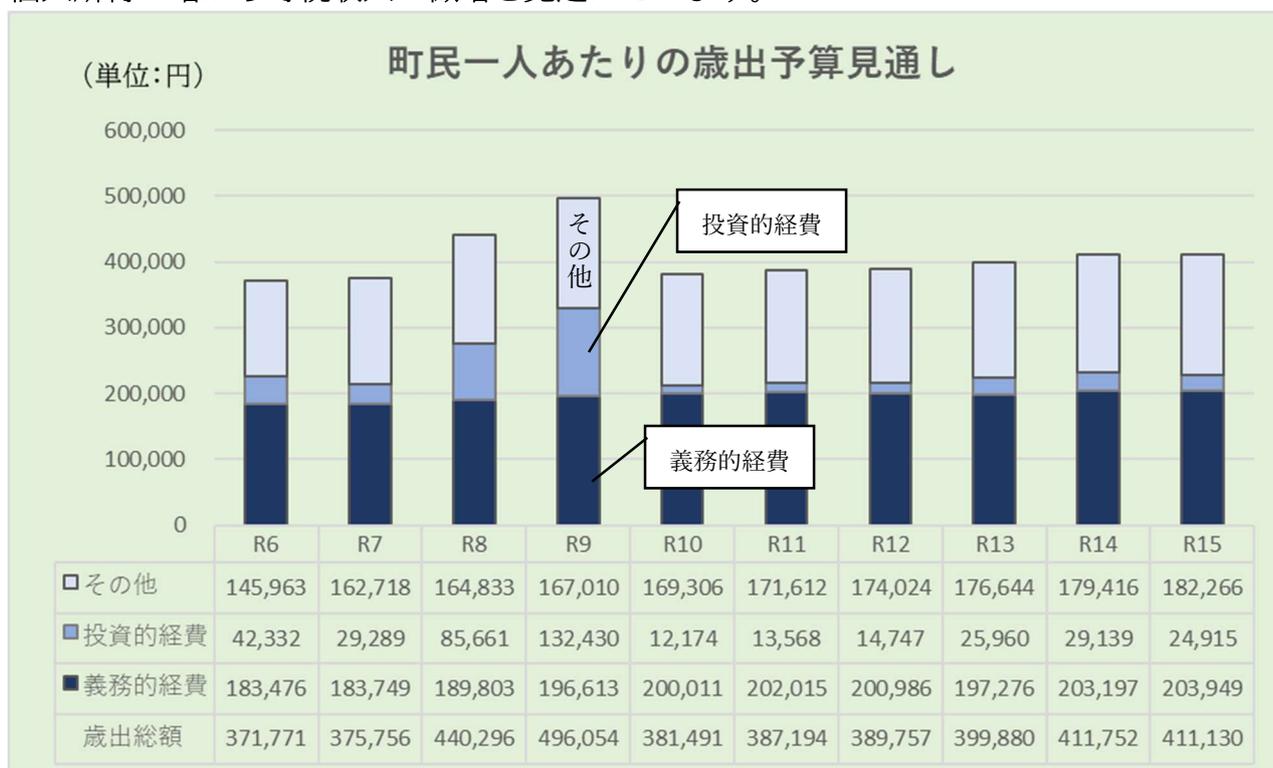
(単位:百万円)



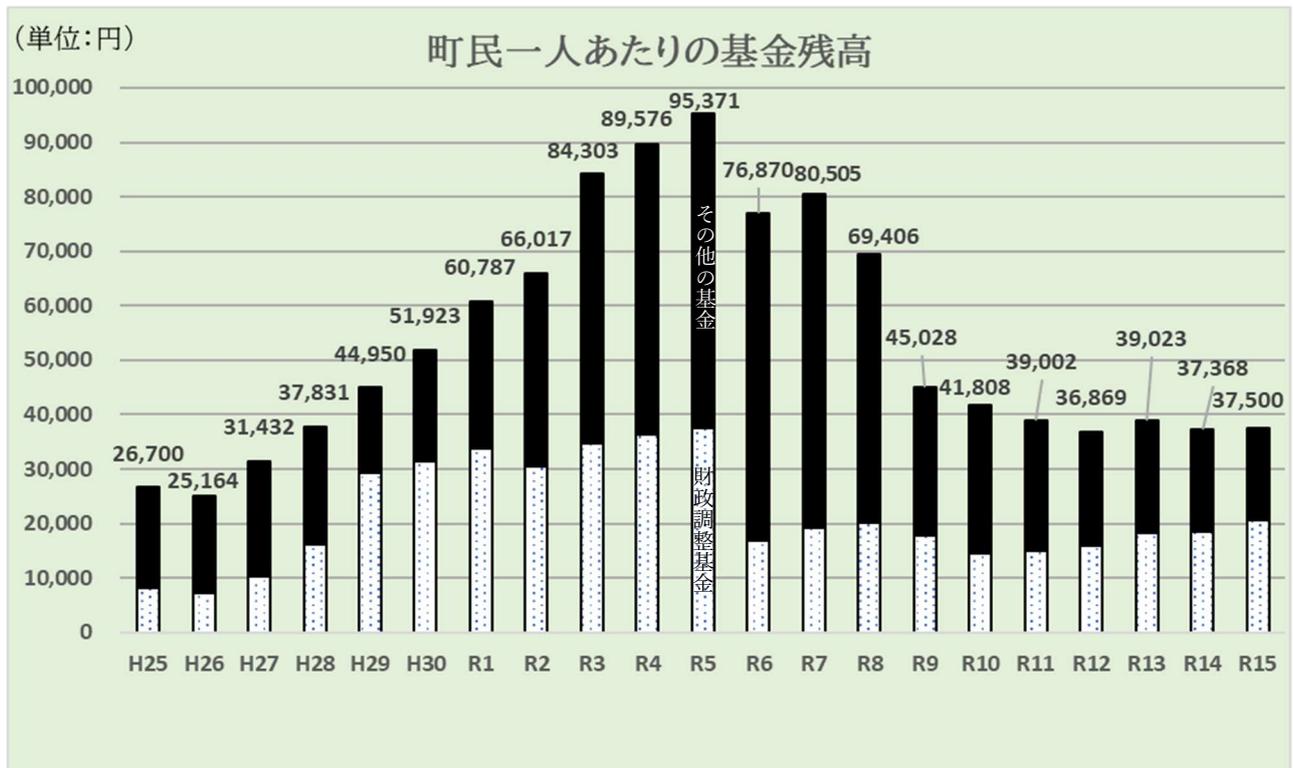
VI 町民一人あたりの見通しの状況（各年度の人口は二宮町人口ビジョンによる推計）



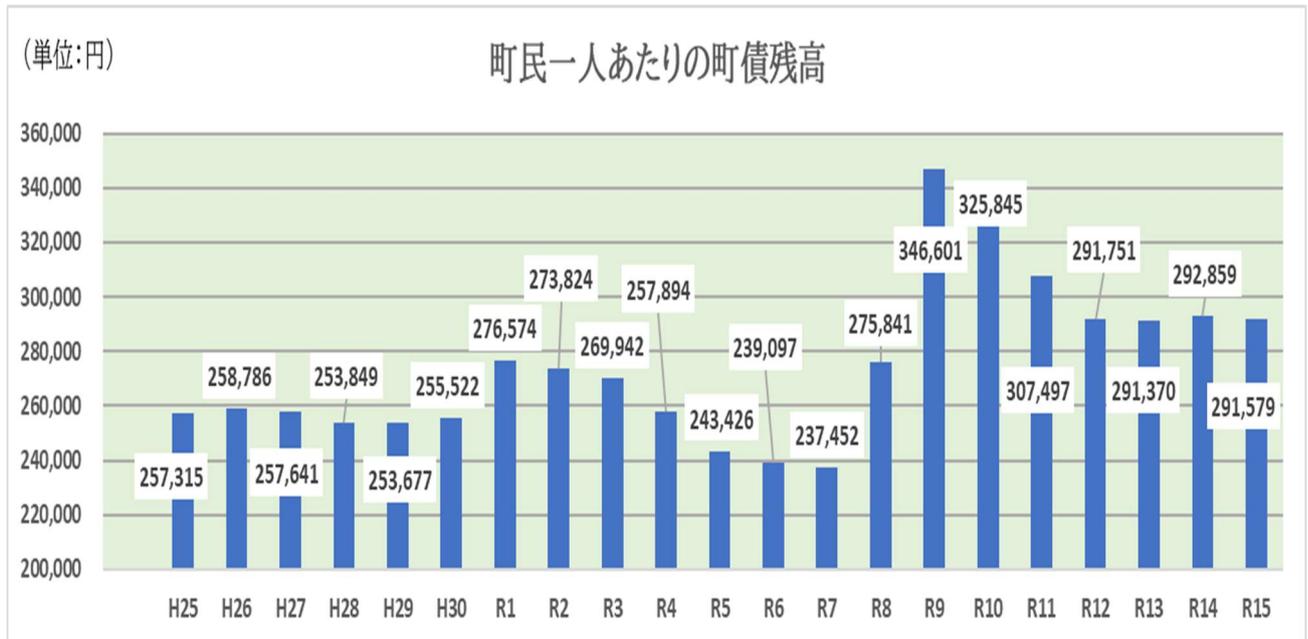
町民一人あたりの歳入については、令和9年度の新庁舎建設に伴う、基金繰入金による自主財源の増及び依存財源において町債の増があります。町税については、一人あたりの個人所得の増から町税収入の微増を見込んでいます。



町民一人あたりの歳出についても同様に新庁舎建設による投資的経費の増が見込まれます。人件費・扶助費・公債費で構成される義務的経費は、建設事業債の発行や、自立支援給付経費の増により増加が見込まれます。



町民一人あたりの基金残高は、令和9年度に新庁舎整備に伴い、庁舎整備基金を全額取り崩すため、基金総額としても町民一人あたり4万5千円程度まで減額し、令和15年度には平成28年度と同規模を見込んでいます。



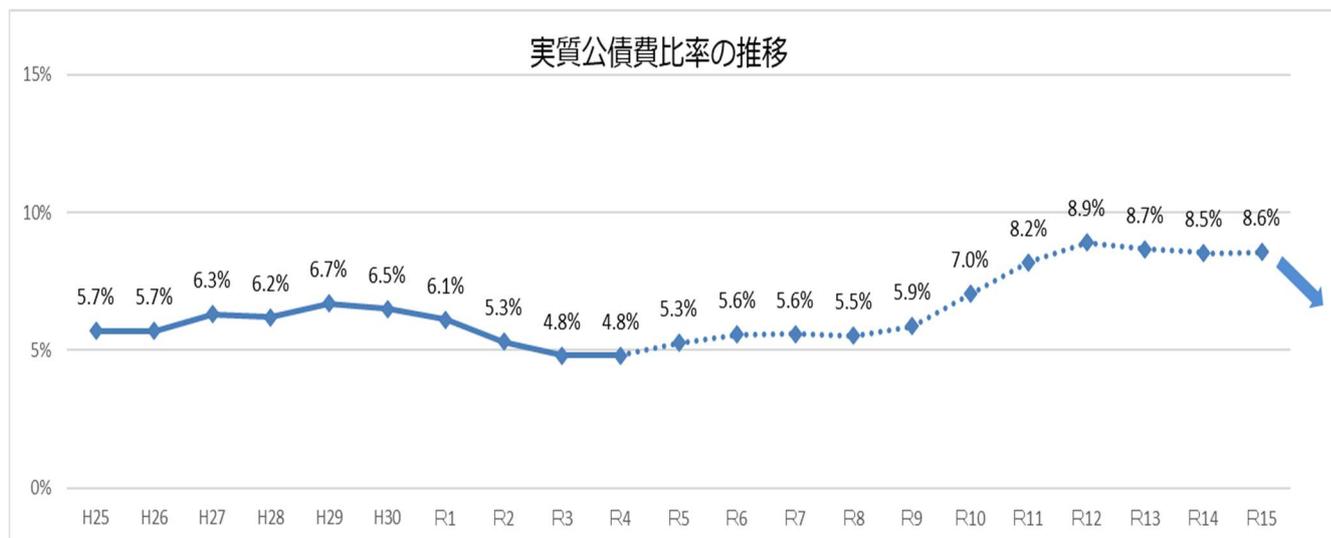
町民一人あたりの町債残高は、令和9年度の新庁舎整備に伴う建設事業債の増加が見込まれますが、過去の事業債の償還により、令和10年度以降は減額の推移を見込んでいます。

VII 健全化指標

(ア) 実質公債費比率

実質公債費比率は、町債返済額等の大きさを当該自治体の標準的な一般財源の規模に対する割合で示したもので、この比率が 18%以上になると町債の借入れにあたり国の許可が必要になり、25%以上になると一般単独事業債等の借入れが制限されるとともに、早期健全化団体として財政健全化計画を国に提出することが義務付けられています。

令和 4 年度までの過去 10 年間の実績は、4%から 6%の間で推移してきましたが、令和 5 年度以降は、新庁舎建設や公共施設の更新・再整備により町債借入額が増加し、比率は、上昇していく見込みです。



(イ) 将来負担比率

将来負担比率は、町債の借入金や数年間にわたる契約により約束された支払い（債務負担行為）、職員の退職金等、将来払わなければならない負担額の大きさを、当該自治体の標準的な一般財源の規模に対する割合で示したもので、この比率が 350%に達すると早期健全化団体として財政健全化計画を国に提出することが義務付けられています。

令和 4 年度までの過去 10 年間の実績は、地方債の借入抑制等により減少し続けましたが、令和 6 年度以降は、新庁舎建設や公共施設の更新・再整備により町債借入額が増加し、比率は、上昇していく見込みです。

